

第五編 失業問題

第一 失業状態

序 語

昨年は恐慌の年で、従て失業者も夥しかつた。本年に入つて経済界は不振の底に達して稍々小康を見んとしたが未だ整理期たるを免かれず、労働者に取つては矢張り不幸な年であつた。昨年驚くべき解雇者（大部分女工）を出した染織工業が本年操短の解除（全部又は一部）に因て雇入数の激増を來した例外的事象を除いては殆んゞ凡ゆる方面に亘つて失業の数字が表はれてゐる。機械工業に於て殊にそれが甚しかつた。労働争議も此方面に於て最も盛んであつたが、争議には必らず失業が伴つた。斯くして遂に悲痛な宣言を發して失業者運動が我國にも起る様になつた。失業に備へる設備は未だ労働者團體の間にも發達してゐない、失業保険の制度は勿論ない。たゞ職業紹介法が制定されたゞけである。今是を次の如く項を分けて、具體的に説明しよう。第一失業状態、第二失業者運動、第三失業対策。

昨年は失業者の多い年であつた。農商務省の統計に依ると工場法適用工場に於て解雇超過は十八萬九千餘人（一八九、三六三）であつた。本年に入つては如何。今同じ統計に依て十月までの總計を見るに二十一萬六千餘人（二二六、七二二）の雇入超過を示し、一見甚だ好景氣の如く考へられるのが、是れは染織諸工場に於ける生産制限の全部又は一部の解除に因る一時的結果と目すべきである。試に染織工業を暫く除外して十月までの總計を比較すれば二萬四千五百四十四人の解雇超過となる。即ち次表の通りである。

十月迄解雇雇入比較表

| 染織工場 | | 其他工業 | | 合計 |
|-------|--------|-------|--------|----|
| 解雇 | 三三、五七 | 二六、六三 | 五三、〇〇 | |
| 雇入 | 五四、六三 | 二四、二四 | 八八、八七 | |
| 解雇超過 | ▲二二、二六 | 二四、五四 | ▲三六、七三 | |
| ▲雇入超過 | | | | |

次に、獨り工場のみに限らず鑛山其他の諸事業をも包括する内務省の解雇及雇入統計から農商務省調査の数字を控除すれば、

工場法適用工場を除く職工移動が判る譯である。是れに依て七月までの状態を察するに毎月少くて二千人餘（三月）多くて一萬三千人餘（四月）解雇超過である。

斯如染織工場に於て著しい例外を存するだけで、其他の各方面に於ては一般に失業者益々増加の傾向に在る。是等の事情を稍、詳しく（一）工場労働者の失業状態、（二）工場労働者以外の失業状態に分ちて説明しよう。

一 工場労働者の失業状態

工場労働者の失業状態を述べるに當つて吾人の注意を惹くものは、本年の農商務省の統計に依るも解雇よりも雇入の多いことである。而も労働者に取つて本年も亦失業不安の多い年であつた。それらの事情は（一）一般概況に於て述べる。又年末のワシントン會議の軍備縮少に依て關係労働者は如何なる失業可能性の前に立つかは（二）軍備縮少と失業問題に於て少しく述べよう。

(1) 一般概況

大正九年四月の恐慌以來失業者漸増し、

労働不安の聲は漸く高く且つ深刻になつて來たが、大正十年に入つて此傾向は寧ろ尖鋭を加へるばかりであつた。先づ農商務省商工課の統計に依り月別解雇及び雇入の數を掲げよう。茲に掲げる統計は工場法適用の工場に限る。

解雇月別表

| 月 | 計 | | 計 | 計 | | 計 | 計 | | 計 | 計 | 計 | 計 |
|----|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|-------|-------|
| | 女 | 男 | | 女 | 男 | | 女 | 男 | | | | |
| 一月 | 一八、八三六 | 五、五三九 | 二四、三七五 | 一〇、五四〇 | 七、九五六 | 二、〇〇一 | 一、三六二 | 一、一八二 | 二八三 | 五〇、二六八 | 二、四七三 | 二、七〇三 |
| 二月 | 二四、七四四 | 六、四三八 | 三一、一八二 | 一三、三五一 | 七、六九一 | 一、八五五 | 四、六七五 | 四〇九 | 四〇九 | 五九、〇六三 | 二、九一五 | 三、〇九一 |
| 三月 | 二二、〇四四 | 六、二〇七 | 二八、二五一 | 一〇、九六二 | 八、五二〇 | 三、二九八 | 五、四二〇 | 八九三 | 一一五 | 五六、三三四 | 二、八七二 | 三、〇二七 |
| 四月 | 二六、六八三 | 七、二二五 | 三三、八九八 | 一〇、五三三 | 三、三五七 | 三、三五七 | 五、三二八 | 一、四八六 | 七九 | 六三、二六二 | 二、七二七 | 三、五三六 |
| 五月 | 三七、〇三八 | 七、五五六 | 三四、五六四 | 一〇、〇一七 | 五、六五二 | 一、七九一 | 三、〇三三 | 七九 | 二八 | 六八、七七八 | 二、七七八 | 三、四〇五 |
| 六月 | 二〇、七八九 | 六、九三〇 | 二七、七一九 | 八、九七〇 | 四、四三〇 | 一、七三九 | 二、九三八 | 三三 | 三〇 | 二六、六九三 | 二、九三九 | 三、二九二 |
| 七月 | 二二、二六五 | 七、八二一 | 二九、〇八六 | 九、八四三 | 七、〇三七 | 二、六七七 | 四、三八四 | 三五三 | 二四九 | 二五、五〇九 | 二、五〇九 | 三、〇二〇 |
| 計 | 二九、〇八六 | 八、二〇五 | 三七、二九一 | 一二、〇三三 | 二、七〇七 | 九〇九 | 二、七〇〇 | 八二一 | 二八六 | 五二、五三九 | 二、八四九 | 三、九八九 |

雇入月別表

| 月 | 計 | | 計 | 計 | | 計 | 計 | | 計 | 計 | 計 | 計 |
|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|----|--------|-------|-------|
| | 女 | 男 | | 女 | 男 | | 女 | 男 | | | | |
| 八月 | 二七、一〇八 | 九、三五五 | 三六、四六三 | 一、〇三七 | 二、八九六 | 一、一六七 | 一、六七五 | 四六 | 三三 | 三三、九二九 | 二、八四七 | 三、〇二七 |
| 九月 | 二五、六〇二 | 九、〇七六 | 三四、六七八 | 八、四五五 | 六、六四四 | 一、五八一 | 四、〇五三 | 三五 | 三五 | 三〇、二二七 | 二、九三〇 | 三、二七〇 |
| 十月 | 二五、一九五 | 九、一〇三 | 三四、二九八 | 一、〇三一 | 二、八八二 | 一、二三〇 | 一、九五二 | 三三 | 三三 | 三三、七三〇 | 二、八四七 | 三、〇二七 |
| 十一月 | 二四、二九八 | 六、四三八 | 三〇、七三六 | 九、二三一 | 六、三五六 | 一、四五四 | 三、二八四 | 三九五 | 四五 | 二九、八三三 | 二、五二二 | 三、〇二七 |
| 十二月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 一月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 二月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 三月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 四月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 五月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 六月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 七月 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |
| 計 | 二二、五四三 | 六、五二一 | 二九、〇六四 | 八、八七 | 二、六四六 | 七九 | 一、五八 | 二六 | 二六 | 二七、四〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 |

合計

| 五月 | 五月 | | 六月 | 六月 | | 七月 | 七月 | | 八月 | 八月 | | 九月 | 九月 | | 十月 | 十月 | | 累計 | 累計 | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 計 | 男 | | 計 | 男 | | 計 | 男 | | 計 | 男 | | 計 | 男 | | 計 | 男 | | 計 | 男 |
| 八、三三八 | 六、五三〇 | 五、〇三八 | 二、四七〇 | 二、八七〇 | 二、〇八 | 二、五、四四 | 二、〇八 | 二、三、三三 | 二、〇八 | 二、三、三三 | 二、〇八 | 二、三、三三 | 二、〇八 | 二、三、三三 | 二、〇八 | 二、三、三三 | 二、〇八 | 二、三、三三 | 二、〇八 | 二、三、三三 |
| 二、四、五八一 | 九、九一 | 二、七六二 | 一、四九六 | 一、五〇六 | 一、八 | 三、一、三三 | 一、八 | 三、一、三三 | 一、八 | 三、一、三三 | 一、八 | 三、一、三三 | 一、八 | 三、一、三三 | 一、八 | 三、一、三三 | 一、八 | 三、一、三三 | 一、八 | 三、一、三三 |
| 三、八、八九 | 七、五二 | 七、七九〇 | 三、九三九 | 四、三七六 | 三、六 | 三、六、七七一 | 三、六 | 三、六、七七一 | 三、六 | 三、六、七七一 | 三、六 | 三、六、七七一 | 三、六 | 三、六、七七一 | 三、六 | 三、六、七七一 | 三、六 | 三、六、七七一 | 三、六 | 三、六、七七一 |
| 一、七、四三 | 六、六二五 | 四、一〇〇 | 一、四八八 | 二、七〇六 | 三、〇 | 二、四、七三四 | 三、〇 | 二、四、七三四 | 三、〇 | 二、四、七三四 | 三、〇 | 二、四、七三四 | 三、〇 | 二、四、七三四 | 三、〇 | 二、四、七三四 | 三、〇 | 二、四、七三四 | 三、〇 | 二、四、七三四 |
| 一、九、二六 | 七、四九九 | 六、三三三 | 二、四〇三 | 三、九八八 | 二、九 | 三、九、四一九 | 二、九 | 三、九、四一九 | 二、九 | 三、九、四一九 | 二、九 | 三、九、四一九 | 二、九 | 三、九、四一九 | 二、九 | 三、九、四一九 | 二、九 | 三、九、四一九 | 二、九 | 三、九、四一九 |
| 一、三、三五 | 五、七三三 | 四、六三三 | 二、〇九八 | 二、七八五 | 一、九四 | 二、五、七六九 | 一、九四 | 二、五、七六九 | 一、九四 | 二、五、七六九 | 一、九四 | 二、五、七六九 | 一、九四 | 二、五、七六九 | 一、九四 | 二、五、七六九 | 一、九四 | 二、五、七六九 | 一、九四 | 二、五、七六九 |
| 三、五、三〇 | 七、七三 | 二、七四八 | 八七六 | 一、五四九 | 三、〇 | 四、一、二八〇 | 三、〇 | 四、一、二八〇 | 三、〇 | 四、一、二八〇 | 三、〇 | 四、一、二八〇 | 三、〇 | 四、一、二八〇 | 三、〇 | 四、一、二八〇 | 三、〇 | 四、一、二八〇 | 三、〇 | 四、一、二八〇 |
| 四、五、六五 | 六、四九九 | 七、三三三 | 二、九七四 | 四、三三四 | 三、四 | 六、七、〇四九 | 三、四 | 六、七、〇四九 | 三、四 | 六、七、〇四九 | 三、四 | 六、七、〇四九 | 三、四 | 六、七、〇四九 | 三、四 | 六、七、〇四九 | 三、四 | 六、七、〇四九 | 三、四 | 六、七、〇四九 |
| 二、三、九五 | 六、九九四 | 七、〇〇一 | 一、六三三 | 三、六三八 | 二、五 | 三、三、〇二一 | 二、五 | 三、三、〇二一 | 二、五 | 三、三、〇二一 | 二、五 | 三、三、〇二一 | 二、五 | 三、三、〇二一 | 二、五 | 三、三、〇二一 | 二、五 | 三、三、〇二一 | 二、五 | 三、三、〇二一 |
| 三、四、五三 | 八、八四 | 三、五〇一 | 八六七 | 一、七四九 | 三、一 | 四、一、五五五 | 三、一 | 四、一、五五五 | 三、一 | 四、一、五五五 | 三、一 | 四、一、五五五 | 三、一 | 四、一、五五五 | 三、一 | 四、一、五五五 | 三、一 | 四、一、五五五 | 三、一 | 四、一、五五五 |
| 四、〇、〇八 | 七、七八八 | 一、〇、五〇三 | 二、四九九 | 五、三八七 | 二、八二 | 七、三、五五六 | 二、八二 | 七、三、五五六 | 二、八二 | 七、三、五五六 | 二、八二 | 七、三、五五六 | 二、八二 | 七、三、五五六 | 二、八二 | 七、三、五五六 | 二、八二 | 七、三、五五六 | 二、八二 | 七、三、五五六 |
| 一、三、三六 | 八、六九八 | 六、九三七 | 一、五〇八 | 四、二八七 | 三、〇 | 三、四、一三 | 三、〇 | 三、四、一三 | 三、〇 | 三、四、一三 | 三、〇 | 三、四、一三 | 三、〇 | 三、四、一三 | 三、〇 | 三、四、一三 | 三、〇 | 三、四、一三 | 三、〇 | 三、四、一三 |
| 四、一、三五 | 一、一九七 | 三、五九四 | 九、五三 | 二、四九三 | 三、一 | 四、九、五〇三 | 三、一 | 四、九、五〇三 | 三、一 | 四、九、五〇三 | 三、一 | 四、九、五〇三 | 三、一 | 四、九、五〇三 | 三、一 | 四、九、五〇三 | 三、一 | 四、九、五〇三 | 三、一 | 四、九、五〇三 |
| 三、五、九七 | 九、八九五 | 一、〇、五二 | 二、四六一 | 六、七七九 | 三、五 | 八、三、六二四 | 三、五 | 八、三、六二四 | 三、五 | 八、三、六二四 | 三、五 | 八、三、六二四 | 三、五 | 八、三、六二四 | 三、五 | 八、三、六二四 | 三、五 | 八、三、六二四 | 三、五 | 八、三、六二四 |
| 一、〇、八七四 | 八、七八六 | 六、八九六 | 二、二九五 | 四、三三九 | 二、八六 | 三、三、四五六 | 二、八六 | 三、三、四五六 | 二、八六 | 三、三、四五六 | 二、八六 | 三、三、四五六 | 二、八六 | 三、三、四五六 | 二、八六 | 三、三、四五六 | 二、八六 | 三、三、四五六 | 二、八六 | 三、三、四五六 |
| 三、三、八九六 | 一、一〇九 | 四、八三二 | 六九五 | 一、八四四 | 三、三 | 四、一、四〇七 | 三、三 | 四、一、四〇七 | 三、三 | 四、一、四〇七 | 三、三 | 四、一、四〇七 | 三、三 | 四、一、四〇七 | 三、三 | 四、一、四〇七 | 三、三 | 四、一、四〇七 | 三、三 | 四、一、四〇七 |
| 四、三、七七〇 | 九、八九五 | 二、二、七七 | 二、九九〇 | 六、一六三 | 三、八 | 七、四、八六三 | 三、八 | 七、四、八六三 | 三、八 | 七、四、八六三 | 三、八 | 七、四、八六三 | 三、八 | 七、四、八六三 | 三、八 | 七、四、八六三 | 三、八 | 七、四、八六三 | 三、八 | 七、四、八六三 |
| 男 一〇七、〇〇〇 | 七、三、六三三 | 五、一、八五 | 一、七、〇七〇 | 三、三、〇九五 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 | 二、二、七四 | 二、八、三、六九七 |
| 女 四七、六六三 | 九、七、七四 | 三、九、七五 | 一、〇、二〇二 | 一、七、四五四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 | 二、六、七 | 五、五、〇八四 |
| 計 五六四、六六三 | 八、三、四七 | 八、一、三〇 | 二、七、二七一 | 五、〇、五四九 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 | 二、五、四一 | 八、〇、七八一 |

九年 月別 解雇 雇入 比較 (染織工場)

| 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 計 |
|------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|---------|--------|---------|
| 解雇 | 二〇、一〇三 | 三三、五三三 | 二六、五九四 | 四三、八九四 | 五八、五〇一 | 五八、七三二 | 三三、二四五 | 三三、三〇八 | 三三、三三三 | 一五二、六九〇 | 六八、二七三 | 五九二、四六三 |
| 雇入 | 三二、七三三 | 四〇、七五〇 | 六〇、八五三 | 四三、四四九 | 二八、三〇七 | 三四、九七八 | 三六、三七四 | 四九、七〇七 | 三三、五八一 | 三〇、一七九 | 四九、九〇〇 | 四五五、四九八 |
| 解雇超過 | ▲二、六二九 | ▲八、二二七 | ▲三、四、二五九 | ▲五、五五五 | 三〇、一九四 | 二三、七五三 | 一、八八三 | ▲六、五七 | ▲一、五、三九九 | 七、五四 | 一九、七八二 | 一三六、九六一 |

失業問題

この統計を見ると大抵の月に雇入数の方が多く十月末までに二十一萬六千七百二十二人の雇入超過となつて居て、一見失業者なきが如くである。併し業態別に見ると雇入の著しく増加したのは染織工場だけで、これは昨年恐慌の爲め紡績業、製糸業其他に於て操業短縮又は休止等(例へば蠶絲は昨年十一月十日より本年二月十五日まで操業休止、大日本紡績聯合組合所屬の紡績業は昨年五月十二日より一割、三割、四割と操業短縮、毛斯綸の四割操短等)の生産制限を行つたのであるが爲めに夥しい失業者を出したのであるが、本年に入つては先づ二月十六日より蠶絲業の操業休止が解除され全國一齊に事業を開始し、紡績業も四割の操短を九月十六日よりは三割に減ずると言ふ有様で従て雇入数が激増したのである。染織工業に於ける統計を見よう。(茲に染織工場とは、製絲、紡績、撚絲、眞綿製造、製綿、織物、染色整理其他加工、組物、編物、刺繡等である)

先づ昨大正九年の状態を見れば次の如くである。

昨年一月から三月までは可成りの雇入を出してゐる、八月と九月とに雇入超過をしい解雇超過であつた。この後を繼いだ本超過であるが四月には極めて少數の超過と見たゞけで、他は凡て解雇數の著しい多數年の次の統計に依ればなり、五月以來形勢一變して夥しい失業者を見せ一年中を通じて十三萬七千と言ふ夥

十年月別解雇雇入比較 (染織工場)

| 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 合計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 解雇 | 二四、七五 | 三二、一三 | 二七、二五 | 三三、八八 | 四〇、五五 | 二七、七〇 | 二九、〇六 | 三六、三三 | 三四、六一 | 三三、三七 |
| 雇入 | 二八、七一 | 一〇、五三 | 一四、三〇 | 三三、七六 | 三三、八九 | 一、九六 | 三三、〇八 | 三三、五七 | 三三、七〇 | 三三、三三 |
| 解雇超過 | ▲三、九六 | ▲九、九〇 | ▲九、七〇 | ▲二、八六 | 二、七五 | 二五、七三 | ▲二六、五五 | ▲二〇、六五 | ▲二八、九六 | ▲二四、二六 |

(備考) ▲印は雇入超過

毎月夥しい雇入超過で十月末に於ては實體の數の上に決定的な影響を與へてゐるの年の統計を見よう。(茲に機械器具工業とは、に總計二十四萬一千二百六十六人―其中大である。)

部分は女子で二十萬九千四百九人―の雇入 然るに機械器具工業に於ては失業者は甚である。超過となつてゐる。これが解雇及雇入の全 だしく増加の傾向を示しつゝある。先づ昨

九年月別解雇雇入比較 (機械工場)

| 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 合計 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 解雇 | 八、四九 | 一一、二四 | 一三、六六 | 一五、二六 | 二〇、一九 | 二〇、〇五 | 二七、〇八 | 二五、五九 | 一四、三六 | 三、五〇 | 二、八九 | 一七三、五〇 |
| 雇入 | 九、三〇 | 一一、〇五 | 一五、五九 | 一六、七二 | 一五、七五 | 三、二六 | 二〇、一六 | 二二、〇四 | 三、五二 | 三、三〇 | 一一、九三 | 一四、六一 |
| 解雇超過 | ▲八七一 | ▲九三〇 | ▲二、八三 | ▲一、四三 | 四、九四 | 七、七七 | 六、八三 | 四、九五 | 七、七七 | 一、二〇 | 一、三三 | 二六、八九 |

(備考) ▲印は雇入超過

昨年恐慌以來機械及び器具の工場に於 超過する解雇者の數は二萬六千八百七十九 工業の圈内で最も熾烈を極めたことは偶然では解雇又解雇と月々失業者を出しつゝあ 名に及んだ。本年も依然財界、特に機械工 でない。統計に依れば、つたことが伺はれる。年末に於ては雇入に 業は不況に在つた。本年の労働爭議が機械

十年月別解雇雇入比較（機械工場）

| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 合計 |
|------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 解雇 | 一〇、五〇〇 | 三、三五一 | 一〇、九六三 | 一〇、五三三 | 二、〇一九 | 九、八四三 | 九、三三〇 | 九、三六一 | 九、四八六 | 一〇、二四五 | 一〇四、五五〇 |
| 雇入 | 七、四三八 | 八、三九六 | 八、五二〇 | 八、九三三 | 七、五三一 | 七、四九九 | 六、四九九 | 七、八七六 | 九、八九五 | 九、八九五 | 八三、四四七 |
| 解雇超過 | 三、一三三 | 四、八八二 | 二、四四三 | 一、八〇〇 | 三、四八八 | 二、三四四 | 二、八三一 | 一、四八三 | ▲四〇九 | 三五〇 | 二一、一〇三 |

（備考） ▲印は雇入超過

九月を例外として毎月平均二千餘名の失業者を出してゐる。之を各會社等に就いて見ても事業を縮少又は閉鎖し、解雇者を出さないものは殆んど無い。工業中最も典型的な機械工業に於ける本年の斯る状況は充分注意に値すると思ふから次に多數の解雇者を一時に出した極めて著しい數例を擧げて見よう。此外に日に成し崩しの多數解雇した會社のあることは言ふ迄もない。

大阪鐵工所櫻島工場に於ては二月二日、造器職工三百十五名、造船職工五百三十名、雜職四十八名、合計八百九十三名を、又三月中旬には同鐵工所因島工場で二百名を解雇した。日本製鐵所（北海道室蘭工業所）では、二月二十四日輪西熔鑪を休業し製鐵部五百名、製鋼部四百名、三月廿七日製鋼部及び製鐵部一千六百名、十月一日鍛冶、運輸部、倉庫部に亘り三百八十名解雇した。日本鋼管會社（神奈川縣橋樹郡田島村）では

三月廿一日、鑄物部を閉鎖し爾後毎日少數宛の淘汰を行つてゐたが五月四日、製鋼部、製管部、仕上工、記録工、荷揚運搬人等總計二百七十五名を解雇した。

下谷製作所（東京月島、機械製造）では六月廿八日、本工場並に分工場を休業し職工三百名を解雇した。

三菱造船所（神戸）では一月十六日、造船部修繕職工其他二百五十餘名に無期休業を命じ、四月廿日造船部の職工二百七十餘名を解雇した。其後四十日間繼續した労働爭議と關聯して敲首された職工は極めて夥しいが其數字は確かでない。

川崎造船所（神戸）では一月十五日、三百名を解雇し、其後も縮少方針を取つてゐたが、例の労働爭議に關聯して敲首した數は二千に上る。

三菱、川崎の外五月一日から八月十日に至る關西方面の労働爭議には主なる機械工業の會社は皆關係したので藤永田造船所に

於ても、久保田鐵工所に於ても、又其他に於ても失業者は頗る夥しく、兵庫縣當局は爲めに諸會社に向つて警告を發した程であつた。

橋本汽船會社（兵庫縣南藻島）では二月四日、造船部を閉鎖し職工三百名を解雇した。

鳥羽造船所（三重縣鳥羽町）では二月七日、この造船所を神戸製鋼所と合併して事業を縮少する爲め、造船部四百八十名、造機部三百三十九名、船渠百九十三名、其他六十三名、合計九百七十五名、事務員五十七名、總計（一千三十二名）を解雇した。

播磨造船所（兵庫縣赤穂郡相生町）では二月七日、之れも鳥羽造船所と同様神戸製鋼所へ合併の爲め、職工九百九十名と職員約二割を解雇した。

横濱船渠會社では二月廿六日職工數十名、三月六日造船部職工三百名、五月十四日組長伍長二百名、職工一千二百八十二名、合計一千四百八十二名、同月三十日百名、十一月二十

二日二百六十六名を解雇した。

浅野造船所(神奈川県鶴見町)では四月より職工二百名を毎日数名宛巧みに解雇し爾後同様な方法を繼續してゐたが十一月二十九日には前日のも加へて九百五十三名を解雇した。

石川島造船所(東京月島)では三月廿九日、三百七十五名を解雇し、四月にも淘汰を行ひ、十月末には争議に關して五十三名を解雇した。

内田造船所(横浜市山下町)では二月、造船部職工百三十名、四月三十日造船部職工二百五十名、五月卅一日工場閉鎖の第一着手として百十八名を解雇し、六月廿日造船部及び分工場職工全部一千五百四十四名、社員全部二

百九名を月末に解雇する旨發表した。其後其經營は大坂鐵工所に移つて横濱造船所となつたのであるが八月中頃四十八名、九月職工全部二百餘名を解雇した。

以上に依て見ても一般機械工業特に造船業に至つては甚しく事業衰退して大規模な解雇が踵を接して現はれてゐることが解る。一般の傾向大體以上の如くである所に軍備制限に因る造船界の打撃が現はれたので如何に労働不安を激成したかは後に述べるであらう。

さて、上來述べ來つた如く全國を通じて

十年月別解雇雇入比較(化學工場)

| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|-------|--------|--------|
| 解雇 | 七、九五 | 七、六二 | 八、五〇 | 三、三七 | 八、三九 | 七、〇七 | 七、〇九 | 八、五三 | 九、五六 | 一〇、四七〇 | 八三、八六一 |
| 雇入 | 六、八三 | 六、二〇 | 六、五五 | 三、〇八 | 七、七〇 | 六、三三 | 七、三三 | 一〇、五〇 | 一〇、五二 | 一一、七七 | 八二、三〇 |
| 解雇超過 | 一、〇九 | 一、五九 | 一、九五 | 三三 | 五九 | 七四 | ▲三六四 | ▲一、九五〇 | ▲一、〇五 | ▲一、二五七 | 一、五一一 |

(備考) ▲雇入超過

本業態を通じて移動は毎月六千乃至一萬雇入超過である。次に掲げる數例も殆ど四月以前に屬する。

旭硝子製造會社(兵庫縣尼崎市)では、一月十五日職工七百名に同日以後休業の旨を發表し、二月十月更に硝子部五十名、九月二十三日事業を閉鎖に決し七十名を解雇した。

旭東硝子會社(兵庫縣赤穂郡相生町)では、二月八日百九十六名、五月九日百二十五名を解雇した。

旭硝子會社(神奈川県鶴見)では、四月四日職工二百名、社員二十三名を解雇した。

燐寸製造業では、永來燐寸會社(神戸市)は、

三月十五日無期休業し職工八十三名解雇。昇榮燐寸工場(同上)は、同日男工二十一名女工五十九人、合計八十名解雇。高松燐寸工場は四月十六日より休業し百名解雇。

富士製紙株式會社(大阪市西區)では、四月二十三日職工三百五十名中二百餘名解雇。

次に飲食物工業(醸造・製糖・製茶・精穀製粉、ラムネ水礦泉、菓子製造・罐詰瓶詰、畜産品製造、水産品製造等)は職工移動の状態から見れば、解雇雇入毎月二千人餘で、餘り著しい變動は現はれて居ない。本年十月月間の總計に依れば寧ろ一千三十四人の雇入超過となつてゐる。二三の主な解雇例を擧げると次の如きものがある。

臺灣製糖會社では、神戸工場は労働爭議のため七月十四日以来休業中であつたが七月十七日職工全部五百二十八名を解雇した、但し復職を許されたものもある。

東京耐酸窯業會社(東京丸ノ内本社)では、四月廿日二百名の職工を置去りにした。

日英醸造會社(神奈川縣鶴見)では、三月卅、卅一兩日百名を解雇した。

次に雑工場(印刷及製本、紙製品、木竹莖莖製品、皮革製品、羽毛製品、蒲筵麥稈木真田、玉石牙骨介甲及角製品等)に於ては六月迄大

體解雇超過を示したが、七月以來十月迄連月雇入の超過を現はし、同月末に於ては總計千二百十一人の雇入の超過となつた。

最後に特別工業(電氣、瓦斯、金屬精煉)に於ては職工の移動は極めて緩慢で、各月解雇雇入共五百を越えることは殆んどなつた。併し月々(九月は例外で僅か三名の雇入超過があつた)少し宛の解雇超過を見せ、十月末に於ては本年を通じて其數三千百三十五人に上つた。

今各工業に於ける本年十月末までの解雇及雇入の比較表を示せば次の通りである。

十月末迄の解雇及雇入比較表

| 業種 | 解雇 | 雇入 | 解雇超過 ▲雇入超過 |
|------|-------|-------|---------------|
| 染織 | 三三、三七 | 五四、六三 | ▲二一、二六 |
| 機械器具 | 二四、五〇 | 八三、四七 | ▲三、一〇 |
| 化學 | 八三、六一 | 八一、三〇 | ▲一、五一 |
| 飲食物 | 二六、三三 | 二七、三二 | ▲一、〇四 |
| 雜別 | 四九、三八 | 五〇、五九 | ▲一、二二 |
| 特別 | 五、六六 | 二、五二 | ▲三、一五 |
| 總計 | 五三、〇五 | 八八、六一 | ▲三六、七三 |

扱て以上の全般を概観するに、染織工場は雇入の激増に於て、機械工場は解雇の漸

増的傾向の著しい點に於て特に注意に値する。前者の雇入の著しい超過は主として關係工場の協定に成る事業の操短又は休止の解除等に因る稍々一時的性質を帯びた現象とも見らるべく遽に樂觀を許さない。又機械器具工業に於ける解雇遞増の傾向は労働運動とも密接な關係を持つのである。

以上に掲げた農商務省の統計は、工場法適用圈内のものである。従て工場法適用の範圍外に屬する小工場、鑛山其他の失業状態は之れに依て判斷することは出来ない。然るに本年に於ける鑛山關係の失業問題も決して輕々に看過し去るを許さないものがあるが、この事は別に述べる。次には軍備縮小問題が工場労働者に及ぼすべき影響に就いて一言しよう。

(2) 軍備縮小と失業問題

本年十一月一日より米國ワシントンで各國代表者會合して海軍々備の制限協定の結果茲に製艦其他軍需品製造と直接間接關係ある諸工場の職工の上に失業の脅威が來た。勿論本年中にはまだ其結果としての失

業の事實は餘りなかつた（全くなかつたのではない、例へば浅野造船、横濱船渠の如きは明かに之を理由として解雇を行つて居り、其他關係諸工場でも暗々裡に實行してゐる）が、兎に角失業可能性の範圍を考察して見るに最近の調査に依れば、内地に於ける海軍關係の民間九造船所の職工總數は約七萬四千人、海軍直轄四工廠のそれは約六萬千人、合計凡そ十三萬五千人である、即ち次の如し。

民間造船所

(職工數)

| | |
|---------|--------|
| 川崎造船所 | 二〇、〇〇〇 |
| 長崎三菱造船所 | 一七、〇〇〇 |
| 神戸三菱造船所 | 一〇、〇〇〇 |
| 横濱船渠 | 六、〇〇〇 |
| 浦賀船渠 | 四、〇〇〇 |
| 浅野造船所 | 三、五〇〇 |
| 藤永田造船所 | 二、五〇〇 |
| 大阪鐵工所 | 七、〇〇〇 |
| 石川島造船所 | 二、五〇〇 |
| 三井宇野造船所 | 一、五〇〇 |
| 海軍直轄工廠 | |
| 横須賀工廠 | 二〇、〇〇〇 |
| 吳工廠 | 二三、〇〇〇 |
| 佐世保工廠 | 一〇、〇〇〇 |
| 舞鶴工廠 | 八、〇〇〇 |

右の中主力艦を建造し得べき造船所は、民間では神戸川崎造船所、長崎三菱造船所、海軍直轄工廠では横須賀及び吳の二工廠で各目下建造中であるから、會議の結果主力艦の建造中止となつて其打撃を直接蒙るものは以上四ヶ所であるが、是等は同時に他の補助艦をも建造して居るので主力艦建造に要する職工は現在職工の三四割である。三割と計算しても實に四萬五百人の失業者を見るの理である。

又一方補助艦に就いても主力艦に應じた制限を爲すものとすれば是亦多數の失業者を見なければならぬ。のみならず此影響を蒙るものは造船業ばかりでなく製鐵業もそうである。我國に於ける大正九年末現在の主なる製鐵業の雇傭職工は三萬人餘と八幡製鐵所のそれ（職工並に労働者一萬七千二百五人、従業員一千八百十人と日傭人夫一日平均六千人）とである。右の中直接軍備縮少と關係あるものは

| | | |
|---------|-----|-------|
| 製鐵所名 | 從業者 | 職工労働者 |
| 川崎造船所葺合 | 一二三 | 九六四 |
| 三菱製鐵 | 四九六 | 二、四〇八 |

| | | |
|---------|-------|--------|
| 浅野製鐵 | 一二 | 五九 |
| 日本製鋼室蘭 | 八四六 | 五、三五八 |
| 神戸製鋼所 | 一四一 | 一、六一一 |
| 住友製鋼所 | 二一六 | 一、九七五 |
| 住友伸銅尼ヶ崎 | 一八〇 | 一、一九〇 |
| 住友宇治川 | 一 | 一、三〇〇 |
| 計 | 二、〇一四 | 一四、八七九 |

並に前掲八幡製鐵所である。是等の諸工業は軍備縮少の爲め事業半減を要すべしと觀測されてゐる。併し造船業と異り、製鐵業は他の事業に變更し得る可能性はあるので、この邊を如何に指導するかは政府の方針に依ることが多い。

尙ほ茲に述べべきは軍備縮少が失業の不安に脅かされる労働者に現在如何なる影響を與へてゐるか云ふことである。現に東京及び大阪等の砲兵工廠八幡製鐵所其他の官業労働者の組合の聯合たる官業労働者總同盟大會は十二月大阪に開かれ、其際軍備縮少に依る労働不安は種々な決議や宣言となつて現はれた。例へば次の如き決議がある。

- 一、軍備縮少に依る失業者に對し解雇手當を一時に日給二年分を特に支給すること
- 一、本項は我が幾萬職工の死活に關する重要

事件なるを以て特に是が貫徹を期す

其他日本労働總同盟に於て、造船工組合に於て之が對策を協議し、救済策を政府に迫る等種々の方法が講じられ不安の中に年を送つた。蓋し前述の如く失業の數は本年殊に造船關係に多く増加し、加ふるに労働爭議と云へば殆んど造船製鐵に關するもので、爲めに多數の職首者をも出して居たのである。労働者は軍備縮少に反對はしてゐない。たゞ當局は袖手傍觀『大した失業問題は起るまい』と言つて曖昧な態度を持してゐるので勢ひ労働者團體の奮起となつたのである。

今昨大正九年中に於ける造船所爭議を見るに、一件五十人以上のものゝみを擧げると、其數僅かに五で、加盟人員は一萬足らず(九、一六〇)であるが本年に入つては十月までの統計に依ると、爭議數二十二、加盟人員八萬七千九百四十三人の多きに及んでゐる。之れに對する大正九年及び十年(共に一件五十人以上のもの)の解雇者は次の如くである。

| 月 | 九 年 | | 十 年 | |
|-----|-----|-------|-----|--------|
| | 件數 | 解雇數 | 件數 | 解雇數 |
| 一月 | 1 | 1 | 2 | 550 |
| 二月 | 1 | 1 | 6 | 1,999 |
| 三月 | 1 | 1 | 2 | 1,300 |
| 四月 | 1 | 500 | 3 | 945 |
| 五月 | 1 | 1 | 3 | 2,350 |
| 六月 | 1 | 1 | 3 | 5,140 |
| 七月 | 2 | 1,962 | 2 | 365 |
| 八月 | 1 | 50 | 4 | 1,260 |
| 九月 | 2 | 1,600 | 2 | 560 |
| 十月 | 1 | 36 | 2 | 1,466 |
| 十一月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 十二月 | 2 | 50 | 1 | 1 |
| 合計 | 28 | 5,099 | 29 | 15,877 |

十一月十二月にも淺野造船所、横濱船渠

其他に解雇あつたことは別記の通りであるが之は加算してない。而も昨九年に比すれば件數は十八件から二十九件に、失業者は三倍以上に及んでゐる。斯る失業増加の傾向ある所へ軍備縮少に因る労働不安が加つて來たのであるが、さて、此方面に於ける失業問題が如何に展開するか、又政府は如何なる處置を取るかは凡て今後の問題である。

二 工場労働者以外の失業状態

茲に工場労働者以外と言つたのは工場法適用工場労働者以外を指したのである。(1) 一般概況、(2) 鑛山労働者の失業状態、(3) 交通労働者其他の失業状態に分つて述べよう。

(1) 一般概況

上來述べ來つた所は主として工場法適用範圍の統計に據つたのである。次に右範圍外に於ける失業状態如何を考察しよう。

此問題解明の手引となるものは内務省の解雇及雇入調べである。蓋し農商務省の調べが専ら工場法適用工場に局限されてゐるのに反して、内務省は單に之れのみに限らず鑛山其他各種事業の職工をも含む。從て内務省の解雇數又は雇入數より農商務省の解雇數又は雇入數を差引きたる差は即ち鑛山其他の事業に於ける數であつて前項記載以外の職工移動状態でなければならぬ。今昨年三月以降本年七月迄の各月に於ける

兩省の比較及び差を表示すれば次の通りである。

解雇

| | | |
|-------|--------|----------------------|
| 内務省調査 | 農商務省調査 | 内務省調査より農商務省調査を引きたるもの |
|-------|--------|----------------------|

| | | | |
|------|---------|---------|--------|
| 九年三月 | 八四、八二〇 | 五四、七三七 | 三〇、〇八三 |
| 同四月 | 一〇三、五六八 | 七三、八二八 | 三〇、七四〇 |
| 同五月 | 一三三、三五九 | 一〇五、九三〇 | 二七、四二九 |
| 同六月 | 一四七、四八二 | 一〇五、七二四 | 四一、七五八 |
| 同七月 | 一〇九、〇八八 | 七五、一五八 | 三三、九三〇 |
| 同八月 | 一〇一、六三三 | 七〇、〇六三 | 三一、五七〇 |
| 同九月 | 一〇五、九一九 | 六九、一三三 | 三六、七六七 |
| 同十月 | 一〇〇、四三八 | 六六、一四三 | 三四、二八六 |
| 同十一月 | 二二五、〇五八 | 一八一、五三三 | 三三、五二五 |
| 同十二月 | 二二八、九七九 | 九五、七三二 | 三三、二四七 |
| 十年一月 | 八一、五八六 | 五〇、二六八 | 三三、三一八 |
| 同二月 | 八八、四四三 | 五九、〇六三 | 二九、三八〇 |
| 同三月 | 八七、二二八 | 五八、三三四 | 三〇、九二四 |
| 同四月 | 九四、五五一 | 三三、二六三 | 三三、二八八 |
| 同五月 | 九九、三六四 | 七三、一八三 | 二七、一八一 |
| 同六月 | 七六、七五五 | 五二、九三二 | 二六、七九三 |
| 同七月 | 七六、七五五 | 五二、九三二 | 二六、七九三 |

雇入

| | | |
|-------|--------|------------------|
| 内務省調査 | 農商務省調査 | 内務省より農商務省を引きたるもの |
|-------|--------|------------------|

| | | | |
|------|---------|--------|--------|
| 九年三月 | 一二七、〇二五 | 九三、七八一 | 三三、二三四 |
|------|---------|--------|--------|

| | | | |
|------|---------|---------|--------|
| 同四月 | 一〇三、一八三 | 七五、五八〇 | 二七、六〇三 |
| 同五月 | 八三、三三三 | 六三、〇三三 | 二二、三〇一 |
| 同六月 | 八二、五五六 | 六三、一〇七 | 二〇、四九二 |
| 同七月 | 九〇、三六九 | 六〇、二八一 | 三〇、〇八八 |
| 同八月 | 九三、〇四四 | 六五、九三三 | 二六、一一一 |
| 同九月 | 二六、五三七 | 八三、五七〇 | 三三、九七七 |
| 同十月 | 九四、〇六四 | 六二、五八三 | 三二、四八一 |
| 同十一月 | 八七、五二二 | 五七、二四九 | 三〇、二七三 |
| 同十二月 | 七五、一八二 | 四八、三七二 | 二六、八一一 |
| 十年一月 | 七六、九六四 | 四九、四二五 | 二七、五三九 |
| 同二月 | 一四六、八八六 | 一三三、五五二 | 一三、三三四 |
| 同三月 | 一七六、〇六五 | 一四七、二三三 | 二八、八三三 |
| 同四月 | 八九、一五五 | 七〇、四二〇 | 一八、七三五 |
| 同五月 | 七三、三三七 | 五八、六七二 | 一六、六六六 |
| 同六月 | 八一、一三五 | 六三、四一九 | 一七、七二六 |
| 同七月 | 八七、九六八 | 七〇、〇四九 | 一七、九一九 |

(備考) 農商務省調査は工場法適用工場、内務省調査は工場の外、鑛山其他を含んだ調査である。

以上の表に依て見るに、内務省調査より農商務省調査を控除したるもの即ち工場法適用工場以外に於ける職工移動の状態は、昨年三月以來毎月三萬内外の解雇と、一萬内外の雇入とを示してゐる。而して本年に入つては解雇及雇入共に其數を減じて居る。次に、今算出した工場法適用工場以外の職工移動状態を表示すれば次の如き結果

| | | | |
|------|--------|--------|--------|
| 同四月 | 三〇、〇八三 | 三三、二三四 | 六、八四九 |
| 同五月 | 三〇、七四〇 | 二七、六〇三 | 三、一三七 |
| 同六月 | 二七、四二九 | 二二、三三一 | 六、一〇八 |
| 同七月 | 四一、七五八 | 二〇、四九二 | 二二、二六六 |
| 同八月 | 三三、九三〇 | 三〇、〇八八 | 三、八四二 |
| 同九月 | 三六、七六七 | 二六、一三三 | 一〇、六四四 |
| 同十月 | 三四、二八六 | 三三、四八一 | 一、八〇五 |
| 同十一月 | 三三、五二五 | 三〇、二六三 | 三、二六二 |
| 同十二月 | 三三、二四七 | 二七、五九二 | 六、六五五 |
| 十年一月 | 三三、三八〇 | 二七、三三三 | 六、〇四七 |
| 同二月 | 二九、三八〇 | 二四、三三四 | 五、五四六 |
| 同三月 | 三〇、九二四 | 二八、八三三 | 二、〇八一 |
| 同四月 | 三三、二八八 | 一八、七四五 | 一三、五三三 |
| 同五月 | 二七、一八一 | 一六、六六六 | 一〇、五五五 |
| 同六月 | 二六、七九三 | 一七、七二六 | 九、〇六七 |
| 同七月 | 二六、一八六 | 二〇、〇四九 | 五、一三七 |

即ち昨年以來鑛山其他に於て毎月數千の職工労働者が職を失ひ、今年に入つても解雇超過の傾向は依然として變らなない。四、五、六月の如きは一萬三千、一萬、九千と云ふ夥しい解雇超過となつてゐる。本年一月より七月迄の累計に於て實に五萬六十八人の解雇超過である。

(2) 鑛山労働者の失業状態

昨年來の不況は凡ゆる方面に亘り、鑛山業の衰退も甚しかつた。先づ炭坑に就いて見れば農商務省の調査は本年を通じて次の如き數字を示してゐる。

| | |
|-------------------|--------|
| 解雇鑛夫數 | 一八、二七八 |
| 轉稼狀況 (調査人員一六、〇四八) | |
| 轉稼鑛夫數 | 一三、八九一 |
| 歸農 | 三、二九二 |
| 他鑛山へ轉業 | 八、〇八二 |
| 内譯 | |
| 土木工事に従事 | 四八二 |
| 其他 | 二、〇三五 |
| 轉稼先不明鑛夫數 | 二、一五七 |

炭坑經營者は本年五月一日より向ふ一ケ年間既往三ケ年の出炭平均年額の一割七分だけ生産制限を行つたので従て失業者も多數出で解雇數は一萬八千以上に及んだ。元來大正九年末炭鑛數六百六、坑夫數三十一萬七千三百四十名に比しては採炭制限に依る解雇數は割に少かつたが、是は昨年恐慌以來可成り整理されてゐたからであらう。次に炭鑛に於ける著しい解雇例を擧げよう。

高陽炭鑛(福岡縣)では、一月廿二日坑夫三百

失業問題

七十四名、事務員雜役夫七百名解雇發表。

三井鑛山會社(福岡縣大牟田市、三池鑛業所)では、二月一日建築課人夫三百五十名、同日造船職工其他雜役夫百十一名、同日石炭船積人夫百二十二名、同日製所造船職工合計八十八名、同月末土砂採收入夫二百七十名、總計五百七十餘名解雇した。

田川炭坑(福岡縣)では、二月十六、十七日三百六十名の職工坑夫を解雇した。

芳谷、相知兩炭鑛(佐賀縣)では、四月初め坑夫三百名、傭人二百名、雇員七十名、合計五百七十名解雇。相知炭鑛は五月十四日更に數百名、又兩炭鑛は六月三十日八百名解雇した。

宮尾炭鑛(福岡縣)では、本坑第四坑及第五坑の三坑を休業し四月二日より坑夫其他千百七名、納屋頭十四名、役員五名を解雇した。

貝島万ノ浦坑(福岡縣)では、四月十二日第二坑を休業して二週間に二百七名解雇の旨發表。

美唄炭山(北海道)では、四月四百五十名解雇。

田川炭鑛(福岡縣)では、四月廿七日、廿八日三百名解雇。

板斜炭鑛(福岡縣)では、四月二十八日五百五十名解雇。

小松炭鑛(福岡縣)では、五月十日千四百名

解雇。

沖の山炭坑(山口縣)では、七月一日より閉鎖坑夫三百名解雇。

本洞炭鑛(福岡縣)では、七月十一日より事業休止坑夫千四百八十七名解雇した。

次に金屬鑛山に於ける農商務省の調査に依れば次の如くである。(本年通計)

| | |
|-------------------|--------|
| 解雇鑛夫數 | 二五、七九一 |
| 轉稼狀況 (調査人員二〇、九七三) | |
| 轉稼鑛夫數 | 一七、九〇四 |
| 歸農 | 五、〇三七 |
| 他鑛山に轉業 | 八、七七〇 |
| 内譯 | |
| 土木工事に従事 | 一、三四二 |
| 其他 | 二、七五五 |
| 轉稼先不明鑛夫數 | 三、〇六九 |

解雇數は二萬五千七百九十一人に及んでゐる。金屬鑛山に於ても銅山の如きは極めて不況であつた。解雇例を示せば次の如きものがある。

足尾銅山(栃木縣)では、一月廿七日役員二百十二名、坑夫頭十二名解雇したが、五月坑夫三百名を解雇した。

吉岡鑛山(岡山縣)では、二月四日百四十六名、同七日百十八名、同十日五十九名、合計三百五十名解雇した。

久根銅山(静岡縣)では、一月卅一日殘部坑夫

六百名を解雇。

日立鑛山(茨城縣)では、二月八日従業員三百三十餘名、同九日約二百名、合計五百三十餘名解雇した。

大正銅山(青森縣)では、三月一日坑夫六百名を解雇。

別子銅山(愛媛縣)では、三月十七日より三回に亘り、四坂烏精練所六百五十名、別子銅山新居濱鑛業所三百十三名、合計坑夫九百六十三名、同廿七日山林課以下四十名の傭員、總計一千三名を解雇した。

龜谷銅山(富山縣)では、六月十六日より休業坑夫三百名解雇。

(3) 交通労働者其他の失業

状態

船員及鐵道従業員の失業も本年失業問題に於ける可成り著しい問題であつた。尤も鐵道省の淘汰は昨年秋より始まつたのであるが本年に入つては一月及び四月に大規模の解雇を行ひ他方月々所謂自然淘汰主義に依て解雇された數は全國は通じて約十七萬の従業員の一割即ち約三萬(判任官を含む)に達した。

海員の失業も亦海運界極度の不振と相伴

つて甚だ注目すべきものがあつた。遞信省

管船部調査に據れば全國繋船は社外船は勿論、日本郵船、大阪商船の兩會社に於ても著しく増加してゐる。繋船増加は即ち失業者の増加を意味する。例へば大阪に於ては本年二月末百一隻總噸數七萬六千四百九十一噸の繋船で、日本掖濟會大阪支部の調査に依れば失業者總計九千九百六十名(内高等海員三千二百名、普通海員六千七百六十名)の多數に上る。然るに全國を通ずれば實に社外船だけで四百六十隻、總噸數二十三萬八百廿八噸であつた。其失業の程度も想像に難くない。

此外所謂屋外労働者即ち仲仕人夫などの失業も海運業、石炭業の没落と相牽聯して甚だ著しかつた、例へば横濱、門司あたりでは失業に苦む者が激増したが今之を數字的に述べることが出来ない。

第二 失業者運動

失業問題は重く人類を壓し、英米に於ては本年大規模な失業者運動となつて當路を脅威した。我國に於ても本年此種の運動を

見るに至つた。

五月一日大阪電燈株式會社の爭議を發端とする關西方面の労働爭議が神戸に飛火して漸次激烈の度を加へつゝあつた七月七日大阪天王寺公會堂に於て一つの集會が失業者大會の名の下に行はれた、蓋しこの爭議に於て截首された大阪電燈會社や藤永田造船所の失業者が開いたものである。其際不穩の行動ある者として六名の檢束者を出して無事に済んだが、その時の宣言が茲に注意に値するのである。

宣言

財界の不況は深刻に労働者の頭上に陰影を投げ、失業者は街路に充つ。我等は職なく、金なく、仕事なく、信用なし。我等は今産業の犠牲となり、墓石の如く棄てらる。我等は資本主義經濟の毒牙に斃れ、我等を待つにただ飢餓と墳墓とあるのみ。此の所に我等階級反目の一層激しくなるを見る。然るに政府に誠意なく、資本家に識見なく、日本は曾て見ざる暗雲を前途に見望してゐる。即ち我等は資本主義の崩壊の一日も速かならむを望むと共に、産業自活の新世界を創造することに依りて、失業撲滅の日の一日も早からむ事を望む。

大正十年七月七日

大阪失業者大會

決議

- 一、我等は失業保險制度の確立を期す。
 - 一、我等は失業者のなき時代の實現を期す。
- 大阪失業者大會

我國失業者運動は茲に端を開いたのである。大阪から神戸に飛火して殆んど五旬に亘り流血の慘まで見た川崎、三菱兩造船所の爭議、其他神戸を中心として六月から九月迄に爭議に關係した各工場の失業者は二千九百四名に達してゐる。

・其中三菱、川崎兩工場の誠首者は浪人會と云ふ名稱の下に失業者の團體を組織して八月十五日開會式を行つた。

宣言

人類の正義と自由を標榜する労働運動の爲に不當にも誠首されたる吾々は茲に相會して浪人會を作る。

労働運動は吾々の生命であり信念である。誠首は資本家が労働運動を壓迫する奥の手である。

我々は如何に資本家の壓迫を受けても、吾々の信念を曲げる事は出来ない。否益々労働運動の必要を感じるものである。實に労働運動の基礎たる労働組合の發達を圖るは吾々の天職なりと信ずる。

我々は今や天下の浪人である。明治維新の大業は浪人の手に依て成就せられた。最も資本家の壓迫を受け、最も階級意識に自覺せる吾々が最も運動に對し絶大なる貢獻者たるべき義務を有するは明らかである。吾々は同志結束して起つた。

失業問題

資本家よ、吾々の意氣を見よ、威力を見よ。吾々は資本家が首を切つて信念を切る事が出来ない事を明らかに立證するであらう。敢て宣言する。

大正十年八月十五日 浪人會

決議

吾等は労働組合運動妨害者を撲滅し、社會改造の目的を貫徹する爲め司法權の發達を促して、社會的害蟲の掃蕩を期す。

大正十年八月十五日 浪人會

浪人會は職業紹介、營業、企業の三部を設けて事業を營むこととなり、既に企業部は兵庫松原通八番地友成工作所を借受けて事業を開始した。

又尼ヶ崎に於ても本年に入つてより武川護謨、久保田鐵工所、尼崎鐵工所、乾鐵線、東亞セメント等の解雇者五百七名に達し就職口を得ない者も多く茲に八月廿一日犠牲團なるものを組織して次の如き宣言を發し團則を作つて職業紹介、營業、企業、共濟、出版、法律、技術、發明獎勵、講演、貯金獎勵等の部を設けて事業を行ふことになつた。

宣言

人類の正義と自由を標榜する労働運動の爲め不當にも誠首された吾々は茲に相會して犠牲團を作る。誠首は労働運動を壓迫する資本家の奥の手である。吾々は如何に資本家の壓迫

を受けても吾々の信念を曲げる事は出来ない。茲に犠牲團を組織し社會人士の同情を求め吾々の生活の安定を計るものなり。

大正十年八月二十二日 犠牲團

但し犠牲團の名稱は九月三十日の決議を以て自省會と改名された。現在會員は百五十餘名を數へ十二月十六日からは現に一部の事業を開始してゐる。右宣言は浪人會のそれに似て居るが、結末に至つて稍趣を異にする。

自省會が市長、署長、市會議長を顧問としてゐるのを見れば當然かも知れない。兎も角會則の第四條にも『本會は本會の主義綱領に共鳴し規約を遵守する労働者及失業者を以て組織す』とあるので、茲に失業者の團結として記して置く。斯くして神戸、尼崎に失業の集團が生れたのであるが、此後失業問題演說會、失業者忘年會と云ふ様な形で失業者が寄り／＼會合する様になつた。失業者の運動は孰れにしても今後の問題である。

第三 失業對策

上述の如く次第に急迫しつつある失業問題に當面して如何なる處置が爲されたか。労働者自らの對策としては餘り見るべきものがない、年末軍備縮少に因る失業の脅

威に對して諸種の労働團體が政府に向つて豫め救済方法を勧告したのが稍々著しい事象であつた。失業保險の如き制度は勿論ない、憲政會が今夏失業保險法案を發表して第四十五議會に提出することゝなつたが、それが如何なる結果を見るにしてもそれは未來の問題である。

斯く何等當面の急に應ずる施設のない所に昨春來失業が顯著な事實となつて來たので本年四月九日政府(内務省)の提出にかかる職業紹介法が制定公布され七月一日から施行されることになつた、其大要は労働立法篇に明かにしてある。さて從來存してゐた全國の公益職業紹介所は大正九年末現在に於て百四十八で

である。尙ほ他に全國を通じ口入屋が八千六百四十三あるが、元來口入屋は營業であるから極めて弊害多く當局も該法實施と共に之等を嚴重に取締る方針を取ることになつた。

本法に關する内務省令施行規則に依れば、職業紹介所の紹介は無料で市町村の負擔とし國庫は之れに幾分の補助を爲すのである。そして各市町村は之を設置することが出来るが、併し内務大臣は必要と認むる場合には(一)市、(二)人口三萬以上の町村又は人口三萬未満でも特に内務大臣が必要と認むる時は其設置を命ずることが出来る。而して財団法人協同會を職業紹介所中央事務局と爲し、知事の指定する一府縣内の中央職業紹介所を之れに屬せしめて事務を統一する。

次に職業紹介法の發布の結果新設し、又廢止を届出たものを擧げると次の如くである。

新設職業紹介所

- 縣立三、郡立六、市區立四一、町村立二四、私立四〇、法人立三四
- 之れを地方別にすれば
- 北海道二、東京十五、京都二、大阪二十三、
 - 神奈川四、兵庫五、長崎四、群馬十四、栃木三、奈良二、愛知五、山梨一、滋賀三、長野三十八、宮城三、山形一、石川四、岡山六、和歌山一、愛媛一、三重二、福井一、島根一、廣島三、香川二、福岡一、宮崎一、鹿児島一

| (開所日) | (所名) |
|--------|-----------------|
| 五月三日 | 福岡縣福岡職業紹介所 |
| 九月 | 東京府職業紹介所 |
| 同 | 東京府北豊島二葉組合職業紹介所 |
| 十一月二十日 | 長野市職業紹介所 |
| 十一月八日 | 前橋市職業紹介所 |
| 同 | 愛媛婦人會 婦人職業相談所 |
| 同 | 愛媛支部 婦人職業相談所 |

| (廢止日) | (所名) |
|-------|-------------|
| 十二月五日 | 横濱市萬田橋職業紹介所 |
| 同 廿二日 | 神戸市葺合職業紹介所 |
| 同 | 同 市兵庫職業紹介所 |
| 同 | 同 市東部労働紹介所 |
| 同 | 同 市西部労働紹介所 |
| 同 廿六日 | 東京市下谷職業紹介所 |
| 同 | 同 市本所職業紹介所 |
| 同 廿八日 | 石川縣小松町職業紹介所 |

廢止職業紹介所

| (廢止日) | (所名) |
|--------|----------------|
| 六月三十日 | 福井縣警察部相談紹介部 |
| 七月 | 宮城縣白石職業紹介所(私設) |
| 八月 限 | 大阪府財團 北野職業紹介所 |
| 九月 月 | 岡山縣岡山工業労働紹介所 |
| 十月 廿九日 | 静岡縣濱松警察署職業紹介所 |
| 同 卅一日 | 群馬縣邑樂郡農會職業紹介所 |
| 同 | 愛媛縣松山同情女子職業紹介所 |
| 十二月一日 | 同 |
| 同 十日 | 横濱市花咲町職業紹介所 |
| 同 廿四日 | 群馬縣鬼石町職業紹介所 |
| 同 | 同 新町職業紹介所 |
| 同 廿六日 | 同 吉井町職業紹介所 |
| 同 廿八日 | 大阪府財團 岸和田職業紹介所 |
| 同 卅一日 | 大阪府貝塚職業紹介所 |

終りに府縣別職業紹介成績並に業態別職業紹介成績を掲げて置かう(中央職業紹介局調査)但二表共十一月末迄の累計である。

府縣別職業紹介成績

府 北 東 京 大 神 兵 長 新 群 枋 奈 茨 三 愛 靜 山 滋 長 宮 福 青 福 石 富 岡
 縣 海 奈

失業問題

別 道 京 都 阪 川 庫 崎 湯 馬 木 良 城 重 知 岡 梨 賀 野 城 島 森 井 川 山 山

| | | |
|--------|--------|---------|
| 男 | 女 | 計 |
| 一、〇二〇 | 二八六 | 一、三〇六 |
| 二〇、五七四 | 一三、六〇五 | 三四、一七九 |
| 七、七二三 | 四、三〇六 | 一二、〇二八 |
| 八六、三五六 | 一五、九九三 | 一〇三、三四九 |
| 七、九五五 | 一、四三三 | 九、三八八 |
| 一三、七九九 | 三、二九一 | 一七、〇九〇 |
| 一、三五六 | 五二五 | 一、八八一 |
| 九 | — | 九 |
| 一、一六四 | 二七四 | 一、四三八 |
| 一五〇 | 八六 | 二三六 |
| 一〇六 | 二七 | 一三三 |
| 七四一 | 一、六〇六 | 二、三四七 |
| 五五三 | 一八三 | 七四五 |
| 七、六四一 | 六八二 | 八、三二三 |
| 一四四 | 八六 | 二三〇 |
| 三三〇 | 九四 | 四二四 |
| 四六九 | 五四 | 五二四 |
| 二、〇四四 | 九九九 | 三、〇四三 |
| 一、三〇〇 | 二六四 | 一、五六四 |
| 三三 | — | 三三 |
| 九四 | — | 九四 |
| 七六〇 | 四一八 | 一、一七八 |
| 一、二一六 | 三三九 | 一、五五五 |
| 二三四 | 一九三 | 四二七 |
| 五四六 | 四八〇 | 一、〇二六 |

| | | |
|---------|-------|---------|
| 男 | 女 | 計 |
| 一、二八五 | 八二 | 一、三六七 |
| 九二、五〇八 | 三、八九七 | 九六、四〇五 |
| 七、一六五 | 一、〇二七 | 八、一八二 |
| 一三七、四八六 | 五、四五八 | 一四三、九四四 |
| 六、八三五 | 四九八 | 七、二九三 |
| 一三、一八二 | 一、〇三八 | 一四、二二〇 |
| 二、二九〇 | 三三五 | 二、六二五 |
| 四九 | 二 | 五一 |
| 三七四 | 四一 | 四一五 |
| 七九 | 三 | 八二 |
| 六二 | 三 | 六五 |
| 六七二 | 四〇 | 七一二 |
| 四五五 | 四三 | 四九八 |
| 五、五〇六 | 二五 | 五、七二一 |
| 二二 | — | 二二 |
| 二九 | 三〇 | 五九 |
| 一七一 | 二二 | 一九九 |
| 二九 | 三〇 | 五九 |
| 四三三 | 七八 | 五一一 |
| 一、〇八五 | 一五八 | 一、二四三 |
| 一、〇一七 | 六五 | 一、〇八二 |
| 三三 | — | 三三 |
| 三三三 | 一七 | 三五〇 |
| 七〇〇 | 一〇三 | 八〇三 |
| 七九 | 六 | 八五 |
| 八二五 | 九六 | 九二一 |

| | | |
|--------|-------|--------|
| 男 | 女 | 計 |
| 七六九 | 七二 | 八四一 |
| 四八、九一四 | 二、四二一 | 五一、三四五 |
| 一、八七四 | 四三五 | 二、二九九 |
| 六〇、七六九 | 二、八四五 | 六三、六一四 |
| 三、〇九〇 | 二六九 | 三、三五九 |
| 六、五九九 | 五七三 | 七、一七一 |
| 六八六 | 一四九 | 八三五 |
| 三五 | — | 三五 |
| 二六〇 | 三六 | 二九六 |
| 五一 | 二 | 五三 |
| 二四 | 三 | 二七 |
| 一七六 | 二四 | 一九〇 |
| 二七二 | 二九 | 三〇一 |
| 三、一九四 | 一〇七 | 三、三〇一 |
| 九七 | 七 | 一〇四 |
| 一〇六 | 一九 | 一二五 |
| 二八五 | 二七 | 三一三 |
| 四六〇 | 九五 | 五五五 |
| 六三三 | 三七 | 六六〇 |
| 一三 | — | 一三 |
| 一五五 | 一六 | 一七一 |
| 四三四 | 九一 | 五二五 |
| 二二 | — | 二二 |
| 五五七 | 七二 | 六二九 |

